

【やむを得ない事情があり、住民票所在地以外での接種を希望する場合】

新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととしていますが、以下の「やむを得ない事情があり、住民票所在地以外での接種が認められる場合」に該当する方は住民票所在地以外で接種することができます。

なお、住民票所在地以外で接種する場合は、原則、接種を受ける市町村に届け出をし、「住所地外接種届出済証」を発行してもらう必要があります。接種券（クーポン券）は、住民票所在地が発行しているものを取り寄せてください。

■ やむを得ない事情があり、住民票所在地以外での接種が認められる場合

1. 接種を受ける市町村へ届出が必要な場合

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 単身赴任者
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ・ その他市町村長がやむを得ない事情があると認めた者

2. 接種を受ける市町村に届け出が不要な場合

- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 勾留又は留置されている者、受刑者
- ・ 住所地外接種者であって、市町村に対し申請を行うことが困難である者

※東日本大震災における原子力災害により福島県外に避難している方が、北茨城市で新型コロナワクチンを接種する場合は、福島県の各自治体からクーポン券（接種券）と「住所地外接種届出済証」が発行されます。詳しくは、福島県の各自治体へお尋ねください。

【住所地外接種届出済証の交付申請】

住所地外接種を希望する方は、原則接種を行う市町村に届出をします。具体的な申請方法は、以下のとおりです。

■ 郵送申請

住所地外接種者は、「住所地外接種届」に記入し、接種券（クーポン券）の写し（コピー等）及び切手を貼った返信用封筒を同封して郵送してください。

■ 窓口申請

住所地外接種者は、接種を受ける医療機関所在地の市町村の窓口「住所地外接種届」及び「接種券（または接種券の写し）」を提出してください。

■ WEB 申請

住所地外接種者は、厚生省が設ける WEB サイト上で、接種を希望する医療機関等の所在地の市町村に対し「住所地外接種届出」を提出してください。申請内容に基づき、市町村が住所地外接種届出済証を申請者に WEB サイト上で交付します。

住所地外接種届（新型コロナウイルス感染症）

令和 年 月 日

北茨城市長 様

申請者 ふりがな 氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

被接種者との続柄 本人 同居の親族

その他（ ）

北茨城市において、予防接種を受けたいので、下記のとおり、住所地外接種届を提出いたします。

被 接 種 者	ふりがな										
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ									
	住民票に記載の住所	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	〒								
	居住先住所	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	〒								
	生年月日	年			月			日			
接種券番号（10桁）											
接種状況	<input type="checkbox"/> 未接種 <input type="checkbox"/> 1回接種										
届出理由	<input type="checkbox"/> 単身赴任者 <input type="checkbox"/> 遠隔地へ下宿中の学生 <input type="checkbox"/> 里帰り出産による帰省等 <input type="checkbox"/> その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している ()										
送付先住所	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	〒									